

ナンバーのない県所有車両の公道走行について

農林総合研究センターにおいて、ナンバーのない農作業用運搬車両が公道を走行していたことが判明しました。

法令を遵守すべき立場にある県職員が、このような事態を招いたことは、大変申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

1 概要

令和5年6月8日（木）午前10時頃、農林総合研究センター職員が、ナンバープレートがついていない農作業用の運搬車両を運転していたことが判明しました。

なお本事案については、警察において聴取を受けたところです。

2 今後の対応

すべての農林水産部出先機関に対して、所有する車両のナンバーの有無や利用状況等の確認を行い、改めて法令遵守について徹底を図ってまいります。